



令和8年度

入園のしおり



社会福祉法人 清心会

幼保連携型 認定こども園

たかとりこども園

〒444-1313

高浜市向山町2丁目1-15

TEL (0566)52-4839 FAX(0566)54-4854

在園中は大切に保管してください

(よく読んで、入園説明会にしおりを持参してください)

<目次>

児童憲章（抜粋）・高浜市民憲章

1 概要 幼保連携型認定こども園たかとりこども園は	3
(1) 事業者	
(2) 利用施設	
・こども園の保育の特徴	
2 職員配置・職員の勤務体制	4
3 目的・運営方針	4.5
・教育・保育目標	
・めざすこども像	
・乳児・3歳児・4歳児・5歳児	
・教育保育日課	
4 登園、降園について	6
・朝の受け入れ	
・登園受付・降園受付について	
・欠席・遅刻等の連絡について	
5 開所日・開所時間 保育時間 延長保育・預かり保育 機能変更について	7
・保育時間、延長保育・預かり保育・土曜日保育について	
・保育園機能（2号3号認定）幼稚園機能（1号認定）	
・土曜日保育について	
6 食事とおやつ	8
7 行事について	8
・園だより・クラスだより	
8 保健衛生	8.9.10
(1) 生活リズムについて (2) 健康について (3) 定期健康診断について	
(4) 清潔について (5) 利用の終了に関する事項 (6) 緊急時の対応方法 (7) 観察のポイント	
(8) 感染症について（感染症一覧） ・園医 ・病気やけがの場合は	
9 利用料金の納入	10
10 利用の停止及び退園について	11
（幼稚園機能1号認定のみ）	
11 災害共済制度	11
（独立行政法人日本スポーツ振興センター）	
12 家庭の協力	11
13 保育利用時間	12
14 子育て支援について	12
15 緊急時と災害時における対応	12
緊急時の連絡・①暴風・暴風雪の場合②地震の場合③特別警報発令の場合④その他の場合	
16 こんなとき手続きは？	13
17 かみつき・ひっかきについて	13
18 関係機関との連携	14
19 休日保育	14
20 病後児保育	15
21 ご意見・ご要望のための仕組みについて	15
22 こども園職員による虐待の通報	16
23 個人情報保護について	16

たかはま子ども市民憲章・高浜市乳児保育憲章

児 童 憲 章 （抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

高 浜 市 民 憲 章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
- 1 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
- 1 仕事に誇りを持ち、豊かなまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよい社会をつくります。
- 1 きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。

1 概要 幼保連携型 認定こども園 たかとりこども園は

・保育園と幼稚園の機能を融合させ、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供する施設です。

(1) 事業者

事業者名称	社会福祉法人清心会
所在地	愛知県豊田市保見ヶ丘四丁目6番地1
代表者氏名	理事長 福上 大輔
電話番号	0565-48-2221

(2) 利用施設

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	幼保連携型こども園 たかとりこども園
施設の所在地	愛知県高浜市向山二丁目1番地15
管理者氏名	園長 原田 多古
連絡先	電話 0566-52-4839 FAX 0566-52-4854

敷地	敷地全体	4464.46㎡
	屋外遊戯場	1554.3㎡
園舎	構造	鉄骨準耐火構造2階建て
	延べ面積	1968.96㎡

設備	居室数	備考
乳児室	3室	0歳児(ちょうちょ組) 1歳児(みつばち組) 2歳児(てんとうむし組)
保育室	7室	3歳(さくら組)(れんげ組)(ばら組) 4歳(なのはな組)(ひまわり組) 5歳(すみれ組)(あじさい組)
・絵本コーナー・遊戯室	各1室	
・多目的ホール・調理室	各1室	
・職員室・相談室・更衣室	各1室	

・保育園と幼稚園の機能を融合させ、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供する施設です。

* 入園条件として

- ・0歳児～2歳児 保育に欠ける子どもが入園
- ・3歳児～5歳児 保護者の就労の有無に関係なく入園

* こども園の保育の特徴

- ・養護と教育を融合した就学前の一貫した教育
- ・基本的生活習慣、生活のリズム、社会生活に必要なマナーの育成
- ・子どもの発達に応じた異年齢交流
- ・小学校との連続性を見据えた、保育・教育内容
- ・地域と連携した保育・教育内容



* 利用定員(1号60人、2号90名、3号44人)

- ・0歳9人、1歳15人、2歳20人、3、4、5歳各50人(幼児は在園人数により入園可)
- ・たかとりこども園の保育年齢は0歳児(6ヶ月)から就学前までです。

2 職員配置・職員の勤務体制

(令和8年度)

種類	人数	勤務時間
園長	1名	午前8時15分～午後5時
副園長	1名	午前8時15分～午後5時
主幹保育教諭	2名	午前7時15分～午後4時
保育教諭	22名	午前8時15分～午後5時 午前10時15分～午後7時
看護師	1名	午前8時30分～午後5時
事務員	1名	午前9時～午後4時
早朝担当保育士	数名	午前7時30分～正午の間の2～4時間
延長担当保育士	数名	午後14時00分～午後6時30分の間の3～4時間
加配保育教諭	数名	午前8時30分～午後3時
調理員(委託)	5名	午前7時45分～午後4時45分

3 目的・運営方針

* 教育・保育目標とめざす子ども像

教育・保育目標

- ・現代社会に生きる子どもたちが、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間となるよう
幼児教育の基本に基づいて教育・保育し
地域の実態も踏まえて創造性豊かに明るく、たくましく、思いやるのある子の育成をする。

乳児

- ・きげんよく遊べる子ども
- ・身近なものに興味や関心を持つ子ども
- ・言葉のやりとりを楽しむ子ども
- ・感情や欲求を十分出せる子ども

幼児

- ・心身ともにたくましく、のびのび活動する子ども
- ・人への愛情や信頼感をもち、友だちとかわって遊ぶ子ども
- ・身近な環境にかかわり、見たり考えたりする子ども
- ・あいさつのできる子ども

3歳児

- ・保育者との信頼関係の中で、子どもたちの欲求を適切に満たし、情緒の安定を図ります。
- ・自分でできることへの喜びを大切にしながら、基本的な生活習慣が身につくようにします。
- ・身近な人や物に十分かわり、自分の思いを出して遊んだり、友だちと触れ合う楽しさを感じたりするようにします。
- ・一人ひとりの揺れ動く感情を受け止め、自我の育ちを促します。

4歳児

- ・周囲の環境に興味、関心を持ってかわり体験を広げながら集団の中で自分を発揮できるようにします。
- ・友だちとのかかわりを深めていく中で、友だちと遊ぶ楽しさや、友だちとのつながりを楽しめるようにします。

5歳児

- ・自分なりの課題意識をもち、試行錯誤をくり返しながらか、生活や遊びを進め、満足感や充実感を味わうとともに、思考力や表現力を高めます。
- ・クラスの友だちと目的をもって活動に取り組む中で、相手の思いに気づき、楽しさを共有して友だちとのつながりを広げながら、クラスとしてのまとまりができるようにします。

***障がい児保育**

- ・母親の就労などにより、保育を必要とする障がいがある児童に対し、障がい児保育を行います。
- ・対象児は集団保育が可能な3歳以上児で、障がいの程度は中軽度です。
- ・健常児と共に集団保育をすることにより、心身のよりよい発達を助長します。
- ・関係機関との連携をとり、心身のよりよい発達を助長します。

*** 教育 保育日課**

【開所時間】午前7時30分～午後7時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時 : クラス別保育
 上記以外の時間 : 混合保育
 土曜日 午前7時30分～午後7時 : 混合保育

*お子さんの登園・降園は保護者の責任（手つなぎ、通用口の施錠等）で安全な送迎をお願いします。

時刻	日 課		
年 齢	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
7:30	保護者の就労時間にあわせ、順次登園 ※幼保連携型認定こども教育・保育要領に基づく保育 登園・遊び	保護者の就労時間にあわせ、順次登園 ※幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育 登園	保護者の就労時間にあわせ、順次登園 ※幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育 登園
8:30	観察 検温 所持品の整理	遊び・活動 ・自主的な活動 ・課題のある活動	遊び・活動 ・自主的な活動 ・課題のある活動
9:00	おやつ 遊び		
9:30			
11:00	昼食		
11:30		昼 食	昼 食
12:00	午 睡	午 睡	遊 び ・自主的な活動
12:30			
13:00	めざめ	めざめ	
14:30	おやつ	(幼稚園機能降園) おやつ	(幼稚園機能降園) おやつ
15:00			
16:00	長時間保育	降園・長時間保育	降園・長時間保育
17:00			
18:00	おやつ(19時降園登録児)	おやつ(19時降園登録児)	おやつ(19時降園登録児)
18:30	延長保育	延長保育	延長保育
19:00	最終降園	最終降園	最終降園

*幼児クラスは、英語教室（5歳児）・スイミング教室（5歳児）・体育教室（4、5歳児）を保育時間内（正課）で行います。授業料は法人が負担します。

4 登園、降園について

※お子さんの登園・降園は保護者の責任で送迎をお願いします。正門、駐車場からの通用門（2か所）、稗田川からの通用門は各自で施錠をしてください。子ども達の安全の為、各自必ず、お願いします。

<朝の受け入れ・登園>

- 欠席や遅れてくる場合は、必ず9時までにアプリ入力か電話連絡をお願いします。安否確認の意味も含めています。（携帯からでも入力可）
- 勤務先以外で仕事をする時は、すぐに連絡がとれるように登園時に居場所を園に伝えてください。
- 正門、通園門の扉は必ず閉め、大人の方で留め金とチェーンを必ずかけてください。園児が園から出てしまいますと重大な事故につながります。各自でのご協力をお願いします。
- 駐車場出入口では一旦停止をし、最徐行でお願いします。
- 6歳未満の乳幼児はチャイルドシート着用義務があります。送迎時には必ず、着用してください。
- 駐車場では大人が先に車から降りてから子どもを降ろし、必ず、お子さんと手を繋いでください。
- 駐車場と園舎との間にある花壇に入らないようにスロープを使ってください。手本を示しましょう。
- 他の車の妨げにならないように配慮し、車から離れる時は下のお子さんや金銭を残さないようにしてください。

<登園受付・降園受付について>

- 登園したら必ず3箇所にあるいずれかのiPadで保護者の方が登園受付をしてください。
 - 早朝保育は7：30からです。（7：20に乳児・幼児の玄関を開けます。7：30になってから受付を行ってください）
 - 乳児玄関は9：10で一旦、施錠します。閉まっている場合は乳児園庭から入ってください。
- ◎ 朝の体温が37.5℃以上ある時、又、体調が悪い場合はお預かりできません。
乳児は個々の警告体温(0.5度増し)の場合は、体調を崩す前兆と捉え、お預かりできないこともあります。

* 降園時の受付について

- お迎えの時は園職員と必ず、挨拶をしてから帰るようにしてください。
- お迎えの時には、3箇所にあるiPadのいずれかで降園受付をしてください。
- 迎えの時間、迎えの方に変更がある場合は、園に連絡をしてください。連絡がなく、家族以外のお迎えの場合、保護者に確認の電話をします。

* 欠席・遅刻の連絡について

- 園への連絡はコドモンで携帯電話からの入力が可能です。電話での欠席や遅刻の場合は、8時30分～9時までに必ず、連絡をしてください。安否確認の為にも必要です。連絡なく欠席の場合は、園から確認の連絡をします。
- 携帯からの利用については最初に個別設定の登録が必要です。お子さん一人ずつそれぞれにIDとパスワードが必要です。出欠連絡登録の手順は別紙でお知らせしますので、必ず、登録してください。

◎出席は登園時にタッチパネルで行う。①～⑤（操作は以下の通りです）

- ① コドモン連絡から連絡内容の病欠、都合欠（自己都合で休み）、遅刻を選択
- ② 期間を選択
- ③ 症状、病名を選択
- ④ 備考に他に連絡があれば入力
- ⑤ 先生に連絡を押す

※当日の欠席連絡が確認できない時は、安否確認の為、電話を入れます。

5 開所日・開所時間 保育時間、延長保育・預かり保育・機能変更について

開所日	月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日まで、祝日を除く）	
開所時間	午前7時30分から午後7時まで（2号3号のみ）	
	月曜日～金曜日	午前8時～午後4時 : クラス別保育（2号3号）
	月曜日～金曜日	午前9時～午後2時30分 : クラス別保育（1号）
	上記以外の時間	午後5時以降 : 混合保育
	土曜日	午前7時30分～午後7時 : 混合保育

（1）保育園機能（2号・3号認定）

- 保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育園の利用時間が決まります。
 - ・保育短時間 …保育短時間設定時間内（午前8時から午後4時まで）での利用
【事由：就労の他、疾病・障がい、求職活動中などの方】
 - ・保育標準時間…保育短時間設定時間を超える保育を利用（午前8時から午後6時30分まで）
保育の必要量（保育時間）は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間です。保護者の私的な理由での保育の利用はできません。
 - ・延長保育時間…午後6時30～午後7時は別途月額1,300円の料金が必要です。混合保育です。
 - ・保育は申請時間で行いますが、仕事が早く終わったら申請時間にかかわらず、早めの迎えをお願いします。お子さんが遊びたいという理由では保育はできません。
- 土曜日保育について
 - ・申請済で保護者の方が仕事の時のみです。保護者の方のどちらかが休みの場合は家庭保育をしてください。その週の木曜日までに土曜保育出席表に記入（職員室）してください。
 - ・保育希望児は全員、弁当・水筒・午睡用バスタオル2枚を持参してください。※おやつは提供します。
 - ・季節によりバスタオル、毛布のどちらかを用意してください。
 - ・学校の行事等がある場合は利用できません。
 - ・土曜日保育を利用した場合は、平日の仕事の休暇日に代替日を記入し、（有給、指定休、夏休み等）乳児は代替日を家庭保育でお願いします。
 - ・幼児は代替日を9:00～16:00の保育利用でお願いします。（早朝・長時間保育は利用できません）

（2）幼稚園機能（1号認定）

- ・保育時間 午前9時～午後2時30分
- ・預かり保育 午後2時30分～午後4時30分（別途料金口座振替月額5,500円 日額500円）
- ・長期休暇預かり保育は、夏季のみ実施します。6月下旬に申し込みのご案内をします。
（1日1,000円 給食費別途1日300円で料金は口座振替）
 - *午睡用バスタオル2枚の用意をお願いします。
 - *預かり保育はたかとりこども園在園児で、通常の教育活動終了後において保護者の希望により、園児を預かり、時代の変化に対応した女性の社会参加を支援することを目的としています。
- *預かり保育を希望される方は、申請書を提出していただきます。申請書が出ている方に1ヶ月分の日程表を配布しますので、期日までに翌月の日程表を提出していただきます。
 - （申請のみで利用のない方は提出しなくて結構です）
 - 1ヶ月単位の方は日程表はいりません。（毎月5,500円を口座振替）
 - 一日単位で申し込みの方は前日までキャンセルを受け付けます。（基本、利用料金は翌月に口座振替）
 - *当日のキャンセルはキャンセル料を頂きます ※暴風警報、病気の場合の料金はいただきません。
 - *幼稚園の降園時間は14:30、園庭での遊びは14:50までです。徒歩、自転車の方に限ります。

(3) 機能変更

① (幼稚園機能(1号認定) ←→ (保育園機能(2号認定))

* 妊娠・仕事をやめた場合、逆に仕事に復帰する・仕事を始める場合は、認定区分変更が必要になりますので、速やかに(前月10日まで)に担任・主任・園長にお知らせください。

* 保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育利用時間が決まります。

② (保育園機能(3号認定) 0歳児～2歳児

* 上記との違いは、妊娠の場合は産休期間が終わると職場復帰か退園となります。

質問等ありましたら、職員室にお申出ください。※父が育児休業を取得した場も家庭保育可能となり、退園となります。

* 退園される予定がある場合は、分かり次第、園長に連絡してください。退園の場合は、(10日前)園に退園届を提出してください。月末の退園となります。(用紙は園にあります)

6 食事とおやつ

・給食は、献立表を基に子どもの発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら、調理します。

・身体の発達を助長するために必要な栄養をとりながら、皆と一緒に楽しく食事する事により、好き嫌いのない食事やマナー等の良い習慣を身につけます。

・乳児のおやつは午前と午後にそれぞれ1回ずつあります。(幼児は午後2時30分頃に1回)

※延長保育利用児は午後6時におやつ

・アレルギーがある場合は、必ず受診し医師の指示に従い、保護者と園とで同様の対応をし、安全な食事、おやつを考えていきます。除去や代替ができない時は、家庭で用意していただくこともあります。

7 行事について

* 年間行事予定表は紙面で配布しますので、よく見てください。玄関掲示板にも掲示します。

* 園外保育・遠足の時は、お弁当の持参を年間2回お願いします。事前にお知らせしますので、幼児は通園カバンに弁当を入れて持たせてください。乳児は弁当袋に入れて、担任に渡してください。

★ 園だより、クラスだより

・コドモンで配信しています。紙面は掲示板に掲示してあります。

・毎月、原則として25日に園だより、隔月でクラスだよりを配信します。たよりは、家庭と園との架け橋となるものです。たよりによく目を通して、園でのお子さんの生活を知って頂き、ご理解ご協力をお願いします。コドモンの登録方法等は別紙でお知らせします。

・必要に応じて行事案内、隔月で保健だより・食育だより等も配信しますので、確認してください。

・各種書類の配布時に使用する封筒は1年間を通して使用しますので、園に返却してください。

★出席ノートについて

・登園後、子ども達がノートにシールを貼っていきます。

・園児の名前や住所の分かるページには斜線がひいてありますので、記入はしないでください。

・幼児組の出席ノートのコメントは書かず、送迎時にお子さんの様子を伝えます。

・紙面でのお知らせの場合は出席ノートの当月のページにはさみますので、必ず確認をしてください。

8 保健衛生

(1) 生活リズムについて

* 基本的な生活習慣を身につけましょう。

・早寝、早起きをしましょう。(8時から9時までには寝るリズムをつくりましょう)

・大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。食べることで1日が元気にスタートできます。

・朝、登園前にトイレに行きましょう。排泄のリズムを日々作っていきましょう。

◎ 成長、発達途上の子どもが健康に過ごすための基本のひとつに、生理的なリズムの安定があります。毎日が早寝、早起きのリズムで睡眠が十分とれ、大体決まった時間にバランスの良い食事がとれていれば、子どもは元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活にならないように、夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
 ◎大便是朝か夜の排便となるように、時間を決めて、便座に座るようにしましょう。

(2) 健康について

- ①持病や体質的に保育をする上で配慮を要する場合は、必ず、入園時にお知らせください。状況により、主治医の診断書を求めることもあります。(小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい等)
- ②保育時間内にお子さんの体調が悪くなった場合や37.5℃以上の熱がある場合、又は、平熱より1℃以上あがった場合保護者に連絡します。朝の体温が37.5℃以上ある場合、又は体調が悪い場合はお預かりできません。常に保護者の所在を明らかにしておいてください。仕事をしている方は事業所に第一報を入れます。仕事をしていない方には「緊急連絡票」の第1から連絡を入れます。
- ③けがの場合も同様の順に連絡を入れます。
- ④園では持参薬の取り扱いを原則しません。医師に家庭での処方をお願いしてください。どうしても必要な場合は、書類の提出が必要です。園長・主任に相談してください。
- ⑤水害が予想される場合の避難用に全学年、カップ、タオル、洗濯バサミ2個を常時園に置いておきますので、すべての物に記名しビニール袋に入れて、入園・進級後2週間以内に持ってきてください。

(3) 定期健康診断について

- ①病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。事前調査票をお渡ししますので、必要事項を記入して、指定の日に提出をしてください。(内科、歯科、尿検査)
- ②診断の結果をお知らせします。疾病や精密検査等の必要があれば、速やかに医療機関で受診してください。

(4) 清潔について

- ①手洗いうがい、入浴、洗髪、爪切り、清潔な衣服等は感染予防のために欠かせない生活習慣です。子どもがかかりやすい感染症は、ウイルス性の病気が多く、手洗いうがいをきちんとすれば予防できるものも多くなります。園と家庭で周囲の大人がこまめに手をかけ、清潔の習慣を身につけていきましょう。
- ②爪は短く切ってください。感染予防と他の子の顔や手をひっかいて傷つけてしまうこともある為。
- ③耳あかは時々見て、清潔にしましょう。
- ④毎日入浴し清潔な肌着を着せましょう。入浴ができない時は部分的に洗ったり、拭いたりしてください。
- ⑤目や皮膚の病気予防のため、髪の毛は短くするか、肩まで伸びてきたら、ゴムで結んでください。



(5) 感染症について

高浜市のこども園では、感染症にかかった時の出席停止期間を「学校保健安全法」に準拠することとしています。

- ① 子どもや家族に感染症が発生したら、速やかに病名と医師の指示内容を園に連絡してください。
- ② こども園は集団生活の場です。感染拡大防止のため、医師の指示に従って療養・登園してください。
- ③アタマジラミは感染症ではありませんが、清潔、不潔に関係なく、年間を通して発生が見られます。人から人へと付着し、広がっていくので、発生したら直ぐ園へ連絡をし、駆除等にご協力ください。

◎感染症一覧

令和5年5月8日現在

病名	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 中東呼吸器症候群 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ シフテリア 新型インフルエンザ
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症

第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>
その他の感染症 (一例)	溶連菌感染症 ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 ウイルス性胃腸炎 手足口病 伝染性紅斑(りんご病)

※感染症治癒後に登園する場合は登園許可願(保護者申請)の提出をしてください。用紙は園にあります。

***園医**

令和7年12月1日現在

内科医	泰生医院(石川 重人 先生)	52-1001
歯科医	神谷デンタルクリニック(神谷 龍一 先生)	95-6660

9 利用料金の納入(諸経費について 単位 円)

令和7年度より口座振替をコドモンのシステムで行うことになりました。全園児の保護者の方々に希望の金融機関でコドモンアプリに口座登録をしていただきます。(園からの指定金融機関はありません)
1回目の振替手数料96円は法人が負担しますが、1回目に振替ができない場合は保護者の方ご自身で岡崎信用金庫に振り込んでいただきます。その際の手数料は保護者負担になります。今後、園での現金集金は行いませんので、ご了承ください。振替日に1回で振替ができるように必要な金額を必ず、入金しておいてください。兄弟児は合計金額で振替が1回でできた場合は1件として振替ますが、1回で振替のできない場合は保護者の方に振替いただきます。振替日は毎月20日です。(振替日が休日の場合は翌日となります)

項目	幼稚園機能(1号認定)		
基本保育料	無償		
給食費	(副食費 3,690+主食費 810)	合計 4,500/月	
施設整備費	1,000/月		
教材費	250/月		
預かり保育料	5,500/月	500/日	
長期休暇中の保育料	1,000/日(給食費 300円別途徴収)		
制服 (3歳児以上)	制服 5,500、通園帽子 2,530、体操服上 2,475、体操服下 1,870、 カラー帽子 900、通園カバン 4,840、保育用品 2,100 合計 20,215		
保護者の会費	300/月(年額集金)	日本スポーツ振興センター掛金	200円
項目	保育園機能(2号・3号)		
基本保育料	幼児は無償・乳児は市の徴収基準		
給食費	(副食費 5,100+主食費 900) 合計 6,000/月 ※幼児のみ		
延長保育料	1,300/月		
制服 (3歳以上児)	制服 5,500、通園帽子 2,530、体操服上 2,475、体操服下 1,870、 カラー帽子 900、通園カバン 4,840、保育用品 2,100 合計 20,215		
保護者の会費	300/月(年額集金)	日本スポーツ振興センター掛金	200円

*遠足時の入園料、入館料が必要な場合は指定料金の振替をします。

*保育料(乳児)は市で決定した保育料の額を徴収します。(保育料に給食おやつ代が含まれます。)

*給食費は、幼児のみ徴収します。残高を確認し、入金しておいてください。

*毎月20日に保育料・給食費等が引き落とされます。(振替日が休業日の場合は翌営業日)

振替ができなかった場合はご自分で岡崎信用金庫に当月中に振り込んでください。その場合の手数料は負担していただきます。振込について年度初めに別紙で配布。

10 利用の終了と退園について

*当園は、以下の場合には、保育の提供を終了するものとします。

- ・園児が小学校へ就学した時。
- ・2号認定こどもの教育・保育給付認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ・3号認定こどもの教育・保育給付認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ・1か月以上当園を欠席する時
- ・その他、利用の継続について重要な支障又は困難が生じた時

*退園される予定がある場合は、事前に園長に連絡してください。退園される場合は、速やかに（10日前まで）園に退園届を提出してください。（用紙は園にあります）原則として、月末の退園となります。

11 災害共済制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

- （1）園児の保育中のけが、送迎における災害に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターと加入契約をしています。
- （2）共済掛金は、保護者に年間200円を負担（法人負担金95円）していただきます。
- （3）保育中けがをした時は園で直ちに応急手当をし、保護者に連絡するとともに必要に応じて病院へ連れて行きます。
 - ・手当後は、医師の指示に従います。なお、保護者の方は保険証及び乳児医療証を窓口に掲示していただきますので、用意をしてください。
 - ・園より独立行政法人日本スポーツ振興センターから見舞金の支給を受ける手続きをとりますが、医療点数500点未満の場合は支援の対象になりませんので、ご承知ください。

12 家庭の協力

*服装・持ち物など

- ① 自分で着脱でき、活動しやすく、汚れてもよいもの、排泄がしやすいものにしてください。
- ② 安全を考え、吊りズボン・フード付きの服やピアス・ネックレス着用は控えてください。
- ③ 常に薄着の習慣をつけ、清潔に心掛けてください。
- ④ 全園児、外靴は運動靴、3歳以上児のみ室内はバレースューズを使用してください。
- ⑤ 3歳以上児はハンカチ・ティッシュを毎日、ポケットに入れてきてください。
- ⑥ 午睡用具、上履き、カラー帽子は毎週金曜日に持ち帰ります。欠席等をされたときは土曜日までに取りに来て洗濯をし、週明けに持ってきてください。
- ⑦ すべての持ち物（衣服・帽子・カバン等）に名前をひらがなで必ず書き、消えていないかを確認してください。小さいお子さんは名前の他に目印をつけるとわかりやすいです。
- ⑧ 髪が肩まで伸びていたら、必ずゴムで縛ってください。クリップは控えてください。
- ⑨ 園生活に不要なものは持ってこない様にしてください。
- ⑩ カバンにつけるキーホルダーは目印用で1つにしてください。他の物にはつけないでください。缶バッジは不可。
- ⑪ 園内でのお子さん同士の物のやり取りは禁止です。イベントでのプレゼント交換も禁止です。

★園庭での遊びについて★

0.1.2歳児は大型遊具の使用はできません。ソウ滑り台のみ（幼児は不可）です。

★降園時の園庭利用時間は・14:30から14:50まで

・15:30から15:50まで ※以降は長時間児が園庭を使用します。

★迎え後、園庭で遊ぶ時は車ではなく、徒歩か自転車での迎えの場合のみです

13 保育利用時間

*保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育園の利用時間が決まります。

- 保育時間…保育短時間設定時間内（午前8時から午後4時まで）での利用
【事由：就労の他、疾病・障害、求職活動中など】

- 保育標準時間…保育短時間設定時間を越える保育を利用

☆クラス別保育時間 ⇒ 午前8時30分から午後4時まで

☆延長保育 ⇒ 午後4時から午後7時まで

保育の必要量（保育時間）は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。
したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。

*仕事が休みで保育希望の場合は、8時30分～16時での利用になります。

★就労要件の取扱い

- ① 就労要件の条件「月60時間以上」（提出物：就労証明書）
- ② 自営業の条件「月60時間以上」（提出物：就労証明書及び1.確定申告書 2.源泉徴収票 3.開業届）
（1～3のいずれかの写し、開業後1年経過した時は1、2のみ）

14 子育て支援について

◎当園で開設し、予約が必要です。（お子様・保護者氏名、電話番号、住所等）

- 育児相談や、親子のふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等の支援をします。
- 年間計画に基づき6月～1月に開催します。時間は10:00～10:45。園見学を10:45～行います。
- 子育てについての相談は、気軽に電話、または来園してください。



15 緊急時の連絡及び災害時における対応（当園は海拔2.5mで浸水区域です）

緊急時の連絡

- 病気や事故等でお子さんを緊急に病院に搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。
- 保護者の方に連絡がつかない場合は、「緊急連絡票」のかかりつけの病院または受け入れ可能な病院に搬送します。

災害時の対応

(1) 暴風・暴風雪の場合

- 園児が登園する前に高浜市に暴風・暴風雪警報が発令されている場合は、園児の安全のため登園させないでください。
- 暴風（雪）警報解除後2時間を経ってから保育を始めます。
- 登園後、暴風・暴風雪警報が発令された場合には、保育の中止をします。
- 大雨、洪水警報でも警戒レベル3が発令されたら、稗田川の洪水の場合はたかとりこども園2階へ、矢作川洪水の時は高取小学校北校舎3階へ避難します。迎えはその時の状況によりお願いします。（※コドモンで連絡をしますが、できるだけ避難前の迎えをお願いします。）
- 午前8時までに警報が解除されたら、予定通り給食を実施します。
午前8時過ぎに警報が解除された場合は、食事時間に給食の準備が間に合いませんので、昼食はお弁当を持参してください。

(2) 地震の場合

- 愛知県下に震度5弱の地震が発生した場合は、保育の中止をします。
- 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合は、後日配布の「南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された時の対応について（お知らせ）」の通り対応をお願いします。

(3) 特別警報発令の場合

- ・特別警報が発表された場合は、保育を中止します。

(4) その他の場合

- ・警報の種類や危険の程度を考慮し、安全に迎えに来ることができると保護者が判断された場合、安全なお迎えの方法を選択し、お迎えに来てください。
- ・気象や災害の状況によって、保育をすることが危険であると予想・判断された場合、「自宅待機」や「保育中止」とします。
- ・気象や災害時における判断は、児童の安全確保のため、状況に応じて変わることがあります。
- ・不審者で、保護者のお迎えの必要が生じた場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- * 緊急非常事態の場合は、原則として電話は使用できませんので、報道機関の情報を（テレビ、ラジオ、市の広報車など）よく聞いて判断してください。
- ・当園はコドモンで必要に応じて配信します。個人的には電話は入れる事ができません。

★コドモン登録について★

入園説明会后、コドモン保護者アプリの登録を携帯スマートフォンで各自で行ってください。（個別の ID、PW を配布します）、テスト配信を3月半ばにしますので、届かない場合は必ず園に電話連絡をしてください。（詳細は別紙）

16 こんなとき手続きは？

○就労先または就労時間が変わったら？

「雇用(内職)証明書」と共に「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書」の提出が必要です。用紙をお渡ししますので、お知らせください。

○育児休暇をとるときは？

早めに園長へ知らせてください。（出産4ヶ月前くらい）

○退園するときには？

・退園される予定がある場合は、事前に園長に連絡してください。退園される場合は、分かり次第（10日前）園に退園届を提出してください（用紙は園にあります）

・原則として、月末の退園となります。

○慣らし保育をしたい時は？ 入園前には行っていません。生活環境の大きな変化に心配もあると思います。入園後、慣らし保育を希望される場合は相談しながら行っていきます。

17 かみつき・ひっかきについて

☆ 1・2歳児にかみつき・ひっかきが多いのはなぜ？

この頃の子ども達は、自分で～したい気持ちがいっぱいです。友だちにもだんだん興味が出てきて友だちと遊びたいけど、自分の思いをうまく言葉で相手に伝えられず、遊びたい思いが、かんだりひっかいたりという行動になってしまうことがあるからです。

☆ かみつき、ひっかきは、おさまる？

ずっとは続くものではありません。もう少し成長し、自分の気持ちを言葉で表現できるようになると自然になくなっていくものです。

☆ かみついたり、ひっかいたりしてしまったときはどう対応したらいい？

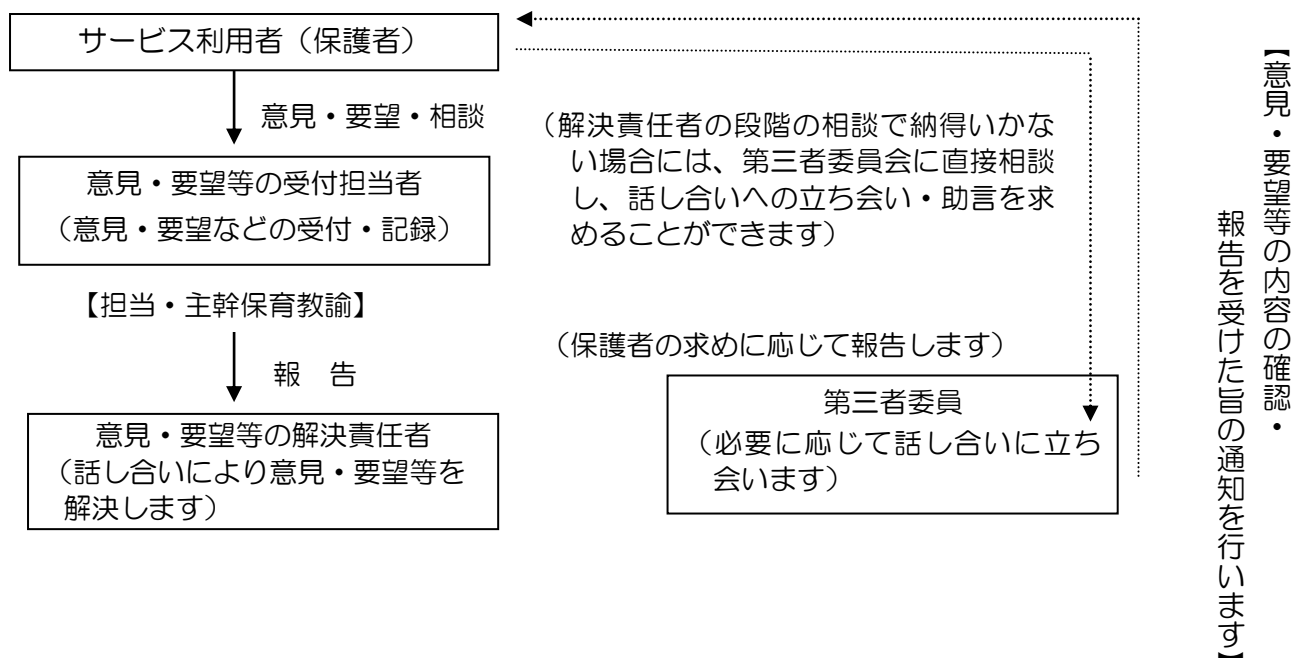
上記のように、かみつきやひっかきは、子どもの成長過程の中で、起こりえることです。しかし、行為自体は良いことではありませんので、当園では次のように保育を進めています。

- ・子ども達から目を離さないように気をつけています。
- ・おもちゃの取り合いが起こらないように、おもちゃの数や遊ぶ場所を工夫します。

20 病後児保育

- ・場所 いきいき広場 3 階（病後児保育室）
- ・目的 病気の回復期でまだ通園・通学できない場合、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないお子さんを保育します。
- ・実施日 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（祝日及び年末年始は除く）
- ・対象者 ・市内に在住している。・生後 6 ヶ月から小学校 3 年生以下の児童。・病気回復期にあり、通園・通学が困難である。・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難である。
- ・定員 1 日 2 名
- ・利用料 1 日 2,000 円所得に応じて減免制度もあります。
- ・食事 昼食は弁当持参
- ・申込方法 あらかじめ利用登録書を、こども育成グループへ提出していただき利用する時には申込用紙に医師連絡票を添えて、こども育成グループへ提出してください。予約制ですので、前日午後 3 時までに申し込みをお願いします。登録書・利用申込書・医師連絡票はこども育成グループにあります。
- ・問合わせ先 高浜市役所いきいき広場 こども育成グループ TEL52-1111

21 ご意見・ご要望等のための仕組みについて



【解決責任者・たかとりこども園長】 【第三者委員】

杉本 雅夫（社会福祉法人清心会監事：0565）31-1069）

廣瀬 徹二（社会福祉法人 清心会 監事：0565-52-5357）

- * ご意見・ご要望解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文書で解決責任者よりご報告申し上げます。
- * 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

22 こども園等の職員による虐待の通報

施設職員による児童への虐待が発生した場合や虐待の疑いがある場合は、子ども育成グループへ通報をお願いします。通報された方の秘密は守られます。 相談窓口0566-95-9563

23 個人情報保護について

(1) 当園の対応

- 保育に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。なお、行事などにおいて個人撮影した写真や動画等を情報発信する場合は「個人情報にかかる取り扱いについての同意書」の内容に基づいて行います。
- 個人情報の取り扱いについては、個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐため、個人情報の保存管理、破棄ルールを徹底し、適切な保護に努めます。
- お子さんをお預かりする上で、必要最小限（氏名・住所・電話番号・勤務先・携帯番号等）の個人情報を提供していただきます。

(2) 保護者へのお願い

- 個人撮影や写真掲載に不都合がある場合は、当園にご相談ください。
- 当園の許可なく、園内でお子さんの写真や動画の撮影は控えてください。
- 撮影した動画や写真等を不特定通の閲覧の可能性がある媒体（インターネットやSNS等）への掲載や販売を禁止とします。
- その他、当園で知り得た情報（園児や職員の個人情報）も、個人情報取り扱いの観点から十分、ご配慮ください。

たかはま子ども市民憲章



“子ども自身の言葉”による“子ども市民憲章”を宣言

たかはま子ども市民憲章の特色は、全国でも初めて地域をともに支える市民として子どもを登場させた「子ども市民憲章」を定めたことです。しかも、【子どもから】のメッセージは、子ども自身の考えと言葉によって、「憲章」化が図られており、このことも画期的な意義を持っています。

前文

わたしたちは、国連・児童（子ども）の権利条約の理念をふまえ、人間性豊かで誇りの持てる高浜を創つくっていきます。そのためには、子どもとおとなが市民として、互いの意思と力を尊重し、理解を深め合うことが大切です。そこでわたしたちは、現在及び未来の高浜のまちを支え合っていくために、ここに「たかはま子ども市民憲章」を定めます。

子どもから

- 1 みんな幸せになる権利がある。だから、自分の心を閉ざさないで。
短所も、別の見方をしたら長所かもしれない。自分のことをもっと好きになって楽しもう！
- 2 わたしは世界でただひとり、だから大切。
あなたも世界でただひとり、だからやっぱり大切。
お互い大切なんだから、いやがることはしないようにしましょう。
- 3 学校の勉強だけが学ぶことじゃない。遊びからも友達からもたくさん学ぶことができる。だから遊びと友達を大切に。もちろん勉強も大切！
- 4 けんかはほどほどに。けんかもそんなに悪いことじゃない。
けんかから学ぶことだってあるしね。
- 5 怒りたくてもすぐにださない。趣味や夢をみつけて発散しよう！
それでもイヤなことがあったら「ムカつく」の一言で終らせなくて、自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。
- 6 ひとりで悩んだりしないで、だれかに助けを求めたっていい。
別に恥ずかしいことじゃないからさ。
- 7 なんでも今、自分が「一番」とは限らない。
でもそれに近づくようにがんばって上をめざしていこう。
自分らしい、自分なりのがんばりで、コツコツ コツコツ少しずつでいいよ。
- 8 何事にも全力投球！でも気楽に行こう。チャンスはいつもそばにある。

プレッシャーではなく生きる希望となる憲章を

【おとなから】のメッセージは、「子どもの目線」を大切に、という視点に立って作成されています。まず、おとなも自分らしく生きていきたい。その姿を子どもに示すことが大切であること。

子どもの生き方を比較するのではなく子どもの「自分固有の人生を生きる」ことを認めていくこと（1、2）を基本におきながら、子どもが人間として生き抜いていく力をつけていくための学びへの支援（3、4）、特に、高浜という地におけるまちづくりの一環として、子育て支援、子どもの自治と居場所支援、安心して相談、権利救済できる仕組みづくりの提言（5、6、7）を掲げています。

なお、現代は、世界の動き、とりわけ戦争や環境破壊などの問題が地域のあり方にも大きく影響を与えているという時代認識の中で、高浜から世界に発信できる憲章（8）という意味合いも持たせてあります。

おとなから

- 1 自分を大切にし、希望をもって生きる姿勢を示していきたい。
- 2 どの子どももみんな一人ひとり違います。
その違いをその人の豊かさとして受けとめます。
- 3 子どもが自分と周りを変える力をつけるために学び、
活動していくことを支援します。
- 4 完全さを求めず、子どもが自分を出せるように
ゆとりと寛容さをもって接します。
- 5 子どもに愛情を持って接し、
干渉しすぎたり、ひとりで背負い込まないで、
地域の人びととともに子どもの自治を支え、楽しく子育てを進めます。
- 6 子どもが安心して集い、交流し、
ありのままの自分を出せるような居場所を子どもとともに創っていくよう努めます。
- 7 いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、
子どもが安心して生活できるように、
いつでも相談でき、救済・回復できるようなしくみを整えるよう努めます。
- 8 子どもとともに、民族的、国民的、宗教的な偏見を持つことなく、
相互の理解、寛容の精神のもとで、地球市民として日本と世界の平和を願い、
この世界から戦争や争いがなくなるように努めていきたい。



高浜市乳児保育憲章



平成21年3月18日制定

高浜市では、一人一人の乳児が、人として大切にされ、安心できる環境の中で、自分を深く信頼し、のびのびと育つことができるように、次のことに心がけて、乳児を育てていきます。

1 乳児の可能性を信じ、その表情や態度から、一人一人の乳児の声を聴き取る努力をする中で、それぞれのもつ力が豊かに引き出されるよう、育てていきます。

2 乳児の経験を大切にし、「見守り」、「気にかかけ」、「待つ」ことに心をくだき、育てていきます。

3 地域のすべての大人が、乳児の健やかな成長を願い、それぞれの家庭の子育てを支え、支えあいます。

